

29文第2096号  
平成29年10月19日

所在地 福島県喜多方市上三宮町上三宮字籬山833

法人名 宗教法人 願成寺

代表者 津田俊良 様

福島県知事 内堀雅雄



東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のための寄附金の募集が指定寄附金として適当である旨の確認書

貴法人から平成29年10月17日付で変更申請のあった下記の寄附金については、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号に掲げる要件を満たす寄附金であることを確認します。

なお、本件寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならないこととなった場合には、本件確認書を返還していただくこととなる旨申し添えます。

記

確認対象寄附金

①東日本大震災により滅失又は損壊をした客殿、庫裡、太鼓橋、観音堂、鐘楼堂の5棟に及ぶ建築物の原状回復に要する費用に充てるために募集する寄附金

②東日本大震災により滅失又は損壊をした山門、本堂、観音堂、千佛堂、阿弥陀堂等の堂内に設置された諸佛、諸尊像及び堂内佛具並びに堂内彩色図等の原状回復に要する費用に充てるために募集する寄附金

指定寄附金の募集期間

平成28年6月29日から平成31年6月28日まで